

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行期日は平成二十九年六月十五日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十年四月一日とすること。